

用語解説

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されている。水源のかん養、土砂災害の防備等それぞれの公益目的の達成のために指定され、その種類は 17 種類である。(水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水源防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致) (林野庁HPより)

海岸県有保安林

海岸に面した場所にある保安林のうち、県有地である森林。

マツノザイセンチュウ、マツノマダラカミキリ

松林に甚大な被害をもたらす松くい虫被害は、「マツノザイセンチュウ」という体長 1 ミリメートルにも満たない線虫が松の樹体内に入ることによって引き起こされる。その線虫を松から松へ運ぶのが「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫。(林野庁HPより)

砂丘（造成）

砂丘（造成）は、原則として砂丘により地形を整理し、海岸からの風力の減殺及び均一化を図ることによって、飛砂の軽減及び砂地を固定し、植栽木の正常な生育に資することを目的とする。(治山技術基準「防災林造成編」より)

過去の北部林業事務所における工事で「土塁工」の名称としていたが、本指針では、現地の砂を人工的又は自然形成したもの、又は地域外から搬入して盛土したもの等を全て「砂丘」とする。

防風工

防風工は、静砂工及び植栽木を強風等から保護するために設けるものとする。(治山技術基準「防災林造成編」より) 九十九里地区では、木製の防風柵を設置している。

静砂工

静砂工は、植栽地の全面静砂を図り、植栽木の生育できる環境をつくるために設けるものとする。(治山技術基準「防災林造成編」より)

混交林

性質の異なった 2 種以上の樹種が混じって生育する森林。(森林林業木材辞典より)

海岸保全区域

防護すべき海岸に係る一定の区域を都道府県知事が指定し、海岸管理者（県土整備部）が管理する。陸地側は満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線からそれぞれ 50m 以内を指定するものです。(千葉県HPより)

本数調整伐

治山事業で行う間伐のこと。